

東北農村における農家労働力の動向について

—食糧の安定供給に関する一考察—

小林 祐 治

国民の生存にとって不可欠の要素である食糧の供給を基本的に担当しているのは、「自立経営農家」のみならず兼業農家をも含めた「全農家・農民」である（農業粗生産額で占める自立経営農家のシェアは36%—昭和50年—）。

わが国の農家数は、昭和35～50年で100万戸以上減少（605万から495万戸）し、さらに、50年には、農家総数の87.3%までが兼業農家（第一兼25.2%、二兼62.1%）で占められるようになった。ちなみに、農家の兼業従事者総数は867万人であり、種類別内訳は「恒常的勤務」467万人（53%）、「日雇・臨時雇」が236万人（27%）、「自営」が156万人（18%）、「出稼ぎ」が28万人（3%）である。さらに地域的には、男子の場合は、太平洋ベルト地帯が含まれる関東・東山、東海、近畿、中国では、「恒常的勤務」の比率が50～60%台と高く、「日雇・臨時雇」が10～20%台であるのに対して、東北、北海道、九州では、「恒常的勤務」が20～50%台、「日雇・臨時雇」が30～40%台である。女子の場合も、男子と同様の地域的傾向にあるが、男子よりも「日雇・臨時雇」の比重が高い傾向にある。とりわけ、東北は、男女共に、雇用が不安定で、かつ賃金・労働条件が劣悪な「出稼ぎ」が159万人（全国の56%）と顕著である。（参照第1表）

また、東北地方は、農業の生産基盤は比較的豊かであり、かつ兼業機会には恵まれなかったために最近まで他の地域にくらべて多くの農業労働力を保持してきたが、昭和40年代から農外への流出が激しい地域である。

そこで、東北農村における農家労働力の就業構造の変貌過程、並びに、山形県新庄市及び青森県野辺地町の実態から現段階における農家労働力の動向を分析し、食糧の安定供給のための一側面を追求してみたい。

戦後、東北農業は、農地改革、食糧増産・価格政策の展開のなかで、米作を中心に発展し、比較的農家の所得均衡条件が保たれていた。

ところが、昭和30年以降、重化学工業に偏重した一連の経済政策（30年経済自立5カ年計画、35年国民所得倍増計画等）によって高度経済成長が追求され、その構造的矛盾の波が東北農村に押し寄せはじめてきた35年頃から農業所得のみでは家計費ですら賄えない農家が急激に増加した（所得均衡条件の破壊）。一方、農業基本法農政の展開による大型・中型機械化の進行等及びそれに結合された総合農政による稲作減反の強要によって（土地と労働力が一本化した小

第1表 昭和50年における地域別兼業種類別従事者数（構成比） 単位：1000人・%

地域別	種 類 別	男					女				
		総 兼 業 従 事 者 数	兼 業 種 類 別				総 兼 業 従 事 者 数	兼 業 種 類 別			
			恒 常 的 勤 務	日 雇 ・ 臨 時 雇	出 稼 ぎ	自 営 兼 業		恒 常 的 勤 務	日 雇 ・ 臨 時 雇	出 稼 ぎ	自 営 兼 業
✳東北		888 (100)	365 (40)	278 (30)	✳143 (16)	132 (14)	479 (100)	213 (44)	184 (38)	✳16 (3)	73 (15)
北海道		87 (100)	25 (27)	37 (40)	10 (11)	21 (23)	44 (100)	17 (37)	16 (35)	1 (2)	12 (26)
北陸		489 (100)	275 (54)	127 (25)	25 (5)	80 (16)	325 (100)	173 (53)	106 (32)	4 (1)	47 (14)
関東々山		1,162 (100)	676 (57)	283 (24)	6 (1)	225 (19)	600 (100)	346 (57)	157 (26)	1 (0)	100 (17)
東海		658 (100)	417 (62)	126 (19)	3 (0)	131 (19)	362 (100)	197 (54)	89 (24)	1 (0)	80 (23)
近畿		591 (100)	374 (62)	96 (16)	8 (1)	129 (21)	297 (100)	168 (56)	64 (21)	1 (0)	68 (23)
中国		564 (100)	363 (63)	121 (21)	10 (2)	85 (15)	347 (100)	197 (56)	101 (29)	2 (1)	52 (15)
四国		314 (100)	168 (52)	85 (26)	12 (4)	59 (18)	189 (100)	96 (50)	59 (31)	1 (1)	36 (19)
九州		744 (100)	362 (47)	234 (30)	33 (4)	141 (18)	458 (100)	202 (50)	179 (31)	3 (1)	82 (19)

資料：1975年農業センサスより作成。

生産様式のもとにある農民経営の解体）相対的に農村労働力の過剰がつくり出され、こうしたなかで他産業への就業が進んだ。

しかし、東北農村には他地域に比べて工業の発達が遅れており雇用の吸収力が弱く地元での就業先を得ることができなかった。そのため、重化学工業の基地である太平洋ベルト地帯への就職もしくは出稼ぎをせざるをえない状態であった。

こうしたなかで、各地の地方自治体は工場を地元へ誘致しようとして昭和40年頃から工場誘致条例を続々と制定した。一方資本側も勤勉で安価な労働力及び土地を求めて東北に進出しはじめ、それは日本列島改造論にもとづく農村地域工業導入促進法（46年）、工業再配置促進法（47年）の施行によって一段と顕著になり、一部の農家労働力の吸収が東北地方都市に移行する

するようになった。

しかし、その就業自体も資本の強蓄積に必要な追加的労働力としての位置付けが強く、したがって、そこでの賃金・労働条件はきわめて劣悪である。そして、不況の影響をまっさきに受け、「生産調整」、企業倒産にもとづく人員整理、首切りのいわば「優先的」な対象とされ、賃金・労働条件の切下げをおしつけられるという性格をもつものである。

そこで、つぎに、農民層分化の視点から「出稼ぎ」を中心に新庄市の実態について述べる。

新庄市は、まさに典型的な稲作地帯であり、基本法農政の「選択的拡大」の対象であり成長部門と目された果樹、野菜、畜産が全国的には、かなり高いテンポで発展してきているのかかわらず、このような発展はみられない地域である。

つぎに農家数の動向は、昭和50年における農家総数が2,817戸で、これは45年より僅か67戸(1.7%)の減少である。この5カ年間の全国平均減少率は8.3%、同じく山形県全体のそれは5.3%である。したがって、これらに比べれば、農家の脱農化はゆるやかであるといえる。つぎに経営耕地規模別農家戸数の動向は、45年～50年の5年間に、3ha以上の比較的経営規模の大きいといわれる農家が、29.4%増と急激に増加している。その反面、それ以下の各階層はいずれも減少し、なかでも1.5～2.0haの中間層が16%減と大幅に減少している。すなわち、前述の農家数の減少は、中間層の下層化及び零細下層農家の脱落によるものである。すなわち、農家数の減少はゆるやかであるが階層分化はむしろ激化しているのである。

さらに、専業・兼業別農家戸数の変化は、昭和50年における専業農家が127戸(4.6%)で、逆に、兼業農家が2,621戸(95.4%)である。これを5年前と比べると、専業農家は47.9%の減少で、兼業農家は2.7%の増加であり、専業農家の急激な減少が目立っている。

第2表 新庄市における経営耕地規模別農家数の動向

単位：戸

規模別	年次別	昭和45年	46年	47年	48年	49年	50年	50/45
0.5ha未満		464	451	448	453	444	463	0.99
0.5～1.0		469	473	479	466	461	449	0.95
1.0～1.5		455	424	402	429	426	400	0.87
1.5～2.0		502	500	475	453	445	422	0.84
2.0～3.0		607	641	633	629	600	592	0.97
3.0ha以上		319	319	364	359	393	413	1.29
計		2,817	2,810	2,802	2,789	2,770	2,748	0.98

(注) ①例外規定は計に含む

②資料・山形県の農業(昭和45～50年)より作成

第3表：新庄市における兼業種類別従事者数の動向

単位：人

年次別 種 類 別	総 兼 業 者 従 事 者 数	雇 用 兼 業			自 営 兼 業
		主 恒 常 的 勤 務	主 出 稼 ぎ	主 日 雇 に ・ 臨 時 雇	
昭和35年	—	785	71	704	—
" 45年	4,702 (100%)	1,232 (26%)	1,305 (27%)	1,912 (40%)	333 (7%)
" 50年	5,545 (100%)	1,613 (29%)	1,570 (29%)	2,047 (36%)	315 (6%)
50/35	—	1.56	18.38	2.71	—
50/45	1.17	1.30	1.20	1.07	0.94

資料：1960、70、75年農業センサスより作成。

そこで、兼業内容についてみると次のごとくである。昭和50年における兼業従事者総数は5,545人であり、種類別内訳は「恒常的勤務」が1,613人(29%)、「日雇・臨時雇」が2,047人(36%)、「出稼ぎ」が1,570人(29%)、「自営」が315人(6%)であり、「日雇・臨時雇」と「出稼ぎ」とで全体の65%を占めている。しかも、不安定就労の代表といわれる「出稼ぎ」は、前述した構造的矛盾が波及する出発点たる35年から実に18倍強と急激に増加している。まさに、新庄市農業は農民の出稼ぎによって支えられつつあるといえよう。そして、その出稼ぎ先は、地域別では、東京、神奈川を中心とした関東地方が多く、産業別では危険性の非常に高い建設関係が73.4%と圧倒的に多いのである。

さらに、昭和48年の石油ショック以降の経済不況のなかで、雇用機会が一般的に減少傾向にあるとともに、就労条件はいっそう悪化し、賃金未払いから非惨な事故死、行方不明にいたるまで事件や事故が多発している。

かかる厳しい状況下において、今、また、失業保険法から雇用保険法に改正され、一時金90日支給を50日支給にするなどの受給制限や資格を獲得するための期間延長といった、出稼ぎ農民の窮状をむしろ強化するような政策が強行されている(昭和49年12月)。

そのような状況の中で、出稼ぎ依存が営農条件の悪化(より一層の生産調整強化)、及び家計費膨張などで従来にもまして死活的なものとなっているにもかかわらず、再び農業へ就労せざるを得ない状況に至っているのである。

第4表：50日分の一時金受給後の動向（昭和52年）

（失業保険金）

動 向	男	女
1. すぐ出稼ぎする	34.7%	30.0%
2. 1ヵ月後出稼ぎする	22.9%	10.0%
3. まだ決めていない	42.3%	60.0%

資料：公共職業安定所調べより作成

つぎに、野辺地町の実態を述べることにする。

まず、専業・兼業別農家戸数の変化は、昭和50年における専業農家が僅か77戸（7.5%）で、逆に、兼業農家が957戸（92.5%）である。これを5年前と比べると専業農家は42.6%の減少で、同じく兼業農家は6.3%の減少であり、いずれも減少している。

第5表：野辺地町における兼業種類別従事者数の動向

単位：人

年 次 別 種 類 別	総 兼 業 者 従 事 者 数	雇 用 兼 業			自 営 兼 兼 業
		主 恒 常 的 勤 務	主 出 稼 ぎ	主 日 雇 ・ 臨 時 雇	
昭和35年	—	543	463	298	—
" 45年	2,074 (100%)	718 (35%)	527 (25%)	480 (24%)	349 (17%)
" 50年	1,851 (100%)	987 (53%)	226 (12%)	225 (12%)	413 (23%)
50/35	—	1.32	1.13	1.61	—
50/45	0.89	1.37	0.42	0.46	1.18

資料：1960、70、75年農業センサスより作成。

そこで、昭和50年における兼業従事者総数は1,851人であり、種類別内訳は「恒常的勤務」が987人（53%）、「日雇・臨時雇」が225人（12%）、「出稼ぎ」が226人（12%）、「自営」が413人（23%）である。とりわけ、比較的安定しているといわれる「恒常的勤務」は、35年以降、一貫して増加して、全体の半分強を占めるに至っているのである。そして、恒常的勤務先は、個別調査によると半分強が大洋漁業、日本水産、日魯漁業等の大手水産

会社であり、船員として勤務しているのである。しかし、昨年（５２年）に入って２００カイリが設定され、それを契機として今日まで１０数名が優先的に解雇されてきているのである。また、「自営」のウェイトも高いが、その内容は“むつ湾のホタテ”として知れるホタテ貝養殖が大部分を占めている。これもまた近年、異常へい死貝が続出し全滅に近い状態に至っており経営的危機状況にあり、その原因すら究明されていないのである。

このように、先ほどの新庄市と同様に再び農業へ就労せざるを得ない状況に追いやられようとしているのである。

第６表：野辺地町における疾病別死亡構成比（昭和４９年）

1. 中枢神経血管損傷 [※]	41%
2. 悪性新生物	23%
3. 老 衰	15%
4. 心 臓 疾 患	11%
5. 不慮の事故	10%

資料：七戸保健所調べ。

注）労働過重、睡眠不足などからくるといわれる中枢神経血管損傷が半数弱。

すなわち、新庄市及び野辺地町にもみられるように、農家の農外就業先の縮少及び就労諸条件のより一層の悪化のなかで、農家労働力の新たな農業へのＵターンが進んでいるのである。

さらに、国民生存の不可欠の要素である食料の自給率が、石油ショックのあった昭和４８年の翌年から５１年まで、年々１％づつ増加した。これに対して農林省等は農業政策の成果であると打ち出している面があった。しかし、農家労働力動向の現況考察から考えられることは、その１％は、ますます深まる不況の渦のなかで、生活条件が破壊されつつある兼業農民の不本意なる農業へのＵターンによる産物的要素が強いものである。

すなわち、前述したように、食糧の供給を基本的に担当しているのは兼業農家も含めた「全農家・農民」であり、単なる生産のみの、あるいは自立経営農家と称せられる上層農家のみの農業・食糧政策では食糧の安定供給体制確立にはほど遠いものがある。

そこで、とりわけ、兼業農家・農民の農外就業諸条件の安定的確保並びに、兼業農業経営が安心して行なえる等の総合的兼業農家・農民政策が速急に求められているのである。そのためにも、重化学工業だけの経済・産業政策ではなしに、農業をも主軸にした総合的経済・産業政策が必要である。